



平成28年11月14日

富士見市長 星野光弘様

富士見市特別職報酬等審議会
会長 清水 実

議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について（答申）

平成28年11月14日付け富職第33号をもって、当審議会に対して諮問のあった標記の件について、別紙のとおり答申します。

答 申 書

平成28年11月14日付けで富士見市特別職報酬等審議会に諮問のあった議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、厳正、公平な立場に立って慎重に検討し審議を重ねた結果、据え置くことが適当と認めるものである。

1 議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額

市 長	月額	871,000円
副市長	月額	741,000円
教育長	月額	687,000円
議 長	月額	440,000円
副議長	月額	390,000円
議 員	月額	369,000円

その他の意見

市長、副市長及び教育長の期末手当については据置きとすることが望ましい。

議会の議員の期末手当については、一般職における年間の勤勉手当の支給月数が0.1月引上げとなる状況を勘案し同等とすることが望ましい。

付 言

議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料については、社会経済情勢や市の財政状況のほか、人口・財政規模等が類似している他市の状況などを勘案して検討する必要があることから、今後も必要に応じて審議することが望ましい。